

全軟野連発第 27 号

令和 6 年 1 月 16 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



少年部(学童・少年)における指名打者制度の導入について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 6 年度の少年部各種大会より指名打者制度の導入を行います。なお、導入については、一人でも多くの選手に出場機会を与えるためのルールであるため、「大谷ルール」は採用いたしません。

指名打者ルールの詳細については、後日発刊される 2024 年度版競技者必携内の「指名打者の取り扱い」の項をご覧ください。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■少年部の指名打者制度について

2024 年の少年部(学童・少年)の各種大会より指名打者制度(DH 制)を導入する。

ただし、「大谷ルール」は採用しない。

以上

事務担当者：清野 祐 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 371-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の終了について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、2023 年シーズンまで義務付けの緩和を行ってまいりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、現在はほぼ通常通り流通されており、販売に支障がないとの確認が取れたため、2025 年から義務付けを行うことといたします。なお、ユーザーの買い替え等を考慮し、2024 年までは猶予期間といたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■義務付け緩和措置の終了について

2024 年の猶予期間をもって特例措置を終了し、2025 年から義務付けを行う。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 366 号
令和 5 年 12 月 14 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

学童部のバットの使用制限について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知します。本件について、各都道府県支部内で至急、末端支部までご通知いただきますようお願い致します。なお、ユーザーへの情報公開は、本連盟 HPにて行いますが、公開日は、12月20日(水)とさせていただきます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■学童部バットの使用制限

安全面を考慮し、学童部では、一般用バットのうち、打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を2025年より禁止する。なお、一般用バットであっても、上記以外の木製・金属製・カーボン製・複合(金属/カーボン)バットについては、使用制限を行わない。

注) 少年用バットの使用制限は行いません。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 372-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



ユニフォーム左袖への都道府県名以外の表示について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱
いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い
致します。なお、チームへの説明、対応については各支部にてお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下について、「競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない」と判断し、改定する
こととする。

第 12 条 5 (2)

改定前	改定後
(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字 またはローマ字による都道府県名を必ずつ けなければならない。また、他のものをつ けてはならない。なお、右袖には、社章、商 章、クラブのマスコット等をつけることは 差し支えない。	(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字 またはローマ字による都道府県名を必ずつ けなければならない。また、 <u>都道府県に関 連するものをつけることができる。</u> なお、 右袖には、社章、商章、クラブのマスコット 等をつけることは差し支えない。

以上